

令和元年度第6回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：令和2年2月27日（木） 13：30～14：40

場 所：職員会館かもがわ 2階 「大会議室」

出席委員：青野正二委員，上田佳代委員，板倉豊委員，越後信哉委員，笠原三紀夫会長，
勝見武委員，塩見康博委員，柴田昌三委員，竹見哲也委員，東野達委員，
山田悦委員（11名）

欠席委員：大久保規子委員，建山和由委員，松田法子委員，安田龍介委員（4名）

資料 1 第11次京都市環境影響評価審査会委員名簿

資料 2 「北陸新幹線（東京都・大阪市間）」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュール
について

資料 3 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書に対する京都市環境影響評価
審査会委員からの主な意見

資料 4 答申書（案）

その他 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書【京都府】

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書【京都府】（概要版）

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書【京都府】（図面集）

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書【京都府】（あらまし）

議 題 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書について（審議及び答申）

議 事 1 開会

2 議事 以下のとおり

3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，11名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，本審査会が成立していることを報告する。

笠原会長 それでは，「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書」の審議に移る。
まず事務局から資料について説明をお願いします。

事 務 局 < 資料2，資料3及び資料4に基づき説明 >

勝見委員 地下水の項目で記載している「三次元シミュレーション」に関して，内容の精度について触れられていないため，「適切な評価」等の文言を追記してはいかかが。また，土壌の項目で記載している「有害物質」の文言は不要であると考え。1つ目の「有害物質」を削除し，2つ目の「有害物質」を「重金属等」に修正してはいかかが。

- 事務局 地下水については「適切な評価を行うとともに、」を追記し、土壌については御指摘のとおり修正する。
- 塩見委員 全般的事項に記載している「必要に応じて」とは、事業者が判断することになるのか。事業者が必要ないと判断した場合、評価方法等の見直しが行われないことになるが。
- 事務局 事業者が判断することとなる。
その他の項目でも「丁寧な説明」や「地元住民との信頼関係の構築に努めること」などを記載しており、適切に対応いただけると考えている。
- 塩見委員 事業が具体化した段階で、改めて審議する制度があればよりよいと考える。
- 竹見委員 「必要に応じて」とは、文章のどこまでかかっているのか。後述の「広く情報提供」及び「適切な調査、予測及び評価」にもかかるのか。
- 事務局 「評価方法等の見直し」にかかっている。
- 柴田委員 動物・植物・生態系の項目について、調査に対する意見しかないが、工事終了後も変化がないかモニタリングをしなければならないと考える。工事の施工前、施工中、施工後を含めて、定期的なモニタリングを実施するよう文言を追記してはいかがか。
- 事務局 「地形や地域の特性に応じて生息・生育状況を把握し」と記載しており、モニタリング期間を含め、事業者に対応いただけると考える。
- 柴田委員 適切に対応しているか判断できるのか。
- 事務局 意見を踏まえて調査が実施され、その結果が準備書に取りまとめられる。必要があれば準備書段階で意見を述べることも可能である。
- 笠原会長 環境影響評価法では、事業者に事後の調査についても報告を義務付けている。動物・植物・生態系の項目の表現は、「把握」ではなく「モニタリング」が適切か。
- 柴田委員 「モニタリング」の方があらゆる事象を含め総合的に把握できるため、修正すべきと考える。
- 事務局 修正する。
- 塩見委員 全般的事項に記載している「必要に応じて」を削除してはいかがか。
評価方法等の見直しは必ず行われると考えるが。
- 事務局 方法書に記載の内容で実施できるものもあると考えられ、全て見直しを行わせることは困難であるとする。できる限り幅をもたせ事業者を検討いただくため、「必要に応じて」と記載している。
- 竹見委員 「必要に応じて」の意図が会議の摘録に残るため、今の表現で問題ないとする。
- 山田委員 先ほど議論になった土壌の項目に記載している「有害物質」について、自然由来による重金属以外に有機化合物もあるため、もとの表現の方がよいのではないかと考える。

勝見委員 自然由来による重金属以外の有機化合物が出た場合、土壌汚染対策法の対象となり、事業者は適切に対応すると考える。

笠原会長 土壌汚染対策法に規定されているものも含め、念押しの意味で残しておいてはいいか。

事務局 方法書にも法令遵守と書かれており、法律でフォローできない部分について意見を述べるべきと考える。

笠原会長 それでは、本日の審議を踏まえ、修正した箇所を事務局に読み上げていただく。

事務局 <修正した箇所を讀上げ>

笠原会長 ただいま読み上げた内容でよいか。

(一同了承)

笠原会長 それでは、答申書(案)から本日出た意見を反映させた内容で答申書を確定させる。

14:40 終了